

令和 8 年度砥部町高校生通学支援補助金交付要綱

砥部町告示第 42 号

令和 8 年 3 月 23 日

(趣旨)

第 1 条 この告示は、砥部町に住所を有する高校生が砥部町内の居住地から高等学校等へ通学する際の費用の一部を補助することにより、保護者の負担軽減及び安全な通学環境の確保、子育て世帯の定住促進を図ることを目的に、予算の範囲内において令和 8 年度砥部町高校生通学支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、高等学校等とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校をいう。

(補助金の種類)

第 3 条 補助金の種類は次のとおりとする。

- (1) バス通学用定期券購入費補助金
- (2) 通学用自転車修理費補助金

(補助対象者)

第 4 条 補助金の交付を受けることができる者は、高等学校等に在学する生徒の保護者であつて、補助金の交付申請時において、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 砥部町に住所を有すること。
- (2) 世帯全員が町税等を滞納していないこと。
- (3) 生徒が砥部町内の居住地から、バス又は自転車を利用して通学していること。
- (4) バス通学用定期券購入費補助金を申請する場合は、令和 7 年度砥部町通学用自転車購入費補助金の交付及び他市町や高等学校等から通学支援を受けていないこと。
- (5) 通学用自転車修理費補助金を申請する場合は、生徒が高等学校等の第 1 学年とし、令和 7 年度砥部町通学用自転車購入費補助金の交付を受けて購入した通学用自転車でないこと。

(補助対象経費及び補助対象期間)

第 5 条 補助金の対象となる経費及び期間は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) バス通学用定期券購入費補助金

ア 補助対象経費は、砥部町内の居住地から高等学校等にバスで通学するために 1 月以上の通学定期券又は学期定期券の購入に要する費用（消費税及び地方消費税を含む。）とする。ただし、通学定期券の期間が年度をまたぐ場合は、当該年度分を日割算定する。

イ 補助対象期間は、定期券の有効期間が令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(2) 通学用自転車修理費補助金

ア 補助対象経費は、砥部町内の居住地から高等学校等に通学するための通学用自転車のタイヤ交換又はチェーン交換、ブレーキ修理等の安全面に関する修理に要する部品及び修理作業に要する費用（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

イ 補助対象期間は、令和8年2月1日から令和9年2月25日までとする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は次のとおり算定した額とする。

- (1) バス通学定期券購入費補助金の額は、前条第1号に規定する補助対象経費に3分の1を乗じた額とし、月額10,000円を上限とする。
- (2) 通学用自転車修理費補助金の額は、前条第2号に規定する補助対象経費に2分の1を乗じた額とし、10,000円を上限とし、生徒1人につき1回限りとする。
- (3) 補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（交付申請及び請求）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和8年度砥部町高校生通学支援補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、令和9年2月25日までに町長に申請するものとする。

(1) バス通学用定期券購入費補助金

ア バス通学用定期券購入費の領収書の写し

イ バス通学用定期券購入費の明細書の写し（氏名、種類、有効期間、利用区間、金額がわかるもの）

ウ 在学証明書又は学生証の写し

(2) 通学用自転車修理費補助金

ア 通学用自転車修理費の領収書の写し

イ 通学用自転車修理費の明細がわかるものの写し

ウ 在学証明書又は学生証の写し

- 2 バス通学用定期券購入費補助金は、通学用定期券購入の都度、交付申請及び請求をすることができる。

（交付決定及び補助金の交付）

第8条 町長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、補助金の交付の適否を決定し、その結果を令和8年度砥部町高校生通学支援補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

- 2 町長は、前項で補助金の交付を決定した場合は、速やかに補助金を交付する。

（その他）

第9条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

附 則（令和 8 年 3 月 27 日告示第 80 号）
この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 年 月 日

砥部町長 様

申請者（保護者）
住所
氏名 ⑩
電話番号

令和 8 年度砥部町高校生通学支援補助金交付申請書兼請求書

令和 8 年度砥部町高校生通学支援補助金の交付について、令和 8 年度砥部町高校生通学支援補助金交付要綱第 7 条の規定により添付書類を添えて申請します。

申請にあたり、令和 8 年度砥部町高校生通学支援補助金交付要綱第 4 条に規定する補助対象者要件について調査することに同意します。

記

- 1 通学者の氏名
- 2 学 年
- 3 高等学校等の名称
- 4 補助金の種類 バス通学用定期券購入費補助金 ・ 通学用自転車修理費補助金
- 5 補助対象経費 円
- 6 補助金申請額 円
- 7 補助金請求額 円
- 8 振 込 先

金融機関の名称		支 店 名	
口 座 の 種 別		口 座 番 号	
フ リ ガ ナ 口 座 名 義			

- 9 添付書類
 - (1) バス通学用定期券購入費補助金
 - ・バス通学用定期券購入費の領収書の写し
 - ・バス通学用定期券購入費の明細書の写し（氏名、種類、有効期間、利用区間、金額がわかるもの）
 - ・在学証明書または学生証の写し
 - (2) 通学用自転車修理費補助金
 - ・通学用自転車修理費の領収書の写し
 - ・通学用自転車修理費の明細がわかるものの写し
 - ・在学証明書または学生証の写し

碓部町指令 碓地第 号
 令和 年 月 日

申請者 様

砥部町長



令和8年度砥部町高校生通学支援補助金交付（不交付）決定通知書

令和 年 月 日付けで提出のあった令和８年度砥部町高校生通学支援補助金交付申請書兼請求書について、次のとおり決定したので、令和８年度砥部町高校生通学支援補助金交付要綱第８条の規定により通知します。

記

- 1 補助金交付の適否 交付 ・ 不交付
(不交付の場合はその理由：)
- 2 補 助 金 の 種 類
- 3 補助金交付決定額 円
- 4 補助金支払予定日 令和 年 月 日